

岩手沿岸南部広域環境組合議会会議録

平成 25 年 2 月定例会

第 1 号

岩手沿岸南部広域環境組合事務局

平成 25 年岩手沿岸南部広域環境組合議会 2 月定例会会議録

平成 25 年 2 月 7 日木曜日

議 事 日 程 第 1 号

平成 25 年 2 月 7 日（木） 定例会
午後 3 時会議を開く

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の報告
- 第 4 管理者の報告
- 第 5 議案第 1 号 岩手沿岸南部広域環境組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 2 号 平成 24 年度岩手沿岸南部広域環境組合会計補正予算（第 2 号）
- 第 7 議案第 3 号 平成 25 年度岩手沿岸南部広域環境組合会計予算

以 上

本日の会議に付した事件

第1	会議録署名議員の指名	4
第2	会期の決定	4
第3	議長の報告	4
第4	管理者の報告	4
第5	議案第1号 岩手沿岸南部広域環境組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例	6
第6	議案第2号 平成24年度岩手沿岸南部広域環境組合会計補正予算(第2号)	6
第7	議案第3号 平成25年度岩手沿岸南部広域環境組合会計予算	8

出席議員 (12名)

議長	三浦隆君
1番	阿部俊作君
2番	木村琳藏君
3番	伊勢純君
4番	村上薫君
5番	岩崎松生君
6番	小鯖利弘君
7番	小松龍一君
8番	高橋靖君
9番	川崎勇一君
11番	佐藤信一君
12番(副議長)	菅野広紀君

欠席議員(1名)

10番	船野章君
-----	------

説明のため出席した者

管 理 者	野 田 武 則 君
副 管 理 者	戸 田 公 明 君
副 管 理 者	戸 羽 太 君
副 管 理 者	碓 川 豊 君
副 管 理 者	多 田 欣 一 君
事 務 局 長	川 崎 悦 三 郎 君
総 務 課 長	安 田 由 紀 男 君
事 業 課 長	北 野 和 敏 君
会 計 管 理 者	新 張 英 明 君
監 査 委 員	佐 藤 稲 満 君
監 査 委 員 事 務 局 長	瀧 澤 康 司 君

事務局職員出席者

総 務 課				
課 長 補 佐	和	賀	利	典
幹 事	岩	間	成	好
幹 事	金	野	高	之
幹 事	塚		伸	也
幹 事	中	村	一	弘
幹 事	菅	野		浩

午後 3 時会議を開く

○議長（三浦 隆君） 本日の出席議員は、12 名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

欠席の届出は、10 番、船野章君の 1 名であります。

只今から、本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元の議事日程第 1 号により進めます。

○議長（三浦 隆君） 日程第 1、本日の会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員には、岩手沿岸南部広域環境組合議会会議規則第 70 条の規定により、議長において、11 番、佐藤信一君、12 番、菅野広紀君の両名を指名いたします。

○議長（三浦 隆君） 日程第 2、会期の決定を行います。

お諮りします。本定例会の会期は、本日 1 日間とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦 隆君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日 1 日間とすることに決定いたしました。

○議長（三浦 隆君） 日程第 3、議長の報告であります。

今次、定例会の審議案件として、お手元に配付いたしましたとおり、議案第 1 号から議案第 3 号までの議案 3 件の送付がありましたので、ご報告いたします。

次に、監査委員から、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。

内容はお手元の写しのとおりでありますので、ご了承願います。

以上で議長の報告を終わります。

○議長（三浦 隆君） 日程第 4、管理者の報告であります。

管理者、登壇願います。

〔管理者 野田武則君登壇〕

○管理者（野田 武則君）

東日本大震災の発生から、1 年 10 カ月が経過し、構成市町におかれましては、住環境の整備、そして、産業振興や都市基盤の整備など、復興計画事業の推進のため、多忙な日々をお過ごしのことと推察いたします。

被災された地域の早期の復興と、希望あふれる新しいまちづくりの実現を心より願うものであります。

平成 25 年 2 月岩手沿岸南部広域環境組合議会定例会の開催にあたり、岩手沿岸南部クリーンセンターの状況等について、ご報告いたします。

岩手沿岸南部クリーンセンターにつきましては、平成 23 年 4 月の供用開始以降、順調に稼働しており、今年度は、12 月末までに災害ごみを含め 30,225 トンのごみを受け入れておりますが、前年同期と比較して、通常ごみについては 8%の増加、災害ごみについては 17%の増加となっております。通常ごみにつきましては、事業系のごみの排出量の増加傾向が続いており、民間事業所等の震災後の復旧の影響と感じております。災害ごみにつきましては、通常ごみの動向を見ながら、可能な限り構成市町の災害ごみの処理に取り組んでおり、平成 26 年 3 月末に設定されている、県内の災害廃棄物の処理の完了に向けて、引き続き構成市町と連携を図りながら、その処理に取り組んでまいりたいと考えております。

また、地域住民にとって大きな関心事である環境対策の面では、排ガスの環境測定値は排出基準値を下回っており、良好な状態にあります。

さらに、放射能対策として、当組合においては、当クリーンセンターの飛灰、排ガス及び施設周辺の放射線量を、構成市町におかれましては、最終処分場における放射線量を、それぞれ定期的に継続して測定しておりますが、いずれの測定結果も、国が定める基準を大きく下回る結果となっております。特にも、震災後 2 年近くが経過するに至り、飛灰の測定数値が減少してきており、これらの測定結果を、引き続き組合のホームページで公表して、地域住民の不安を払拭してまいりたいと存じます。

溶融物の資源化については、12 月末までに、スラグ 3,994 トン、メタル 593 トンが排出されて、すべて建設資材等に利用されております。

また、焼却余熱を活用した浴場につきましては、当センター開設時から一般開放しておりますが、東日本大震災による被災者の方々を中心に、12 月末までに 19,066 名が利用しております。

当クリーンセンター開設 2 年目となる今年度は、行政視察、施設見学が増加をしており、12 月までに、行政視察は 10 件で 158 名、施設見学は管内の小中学校等を中心に、37 件で 722 名の方々が当センターを訪れております。循環型地域社会の形成を目指して、ごみの効率的な処理と、ごみの再利用や資源化を推進する当施設の見学を通じて、多くの方々に環境問題について考えていただく機会を提供しております。

本日の定例会には、岩手沿岸南部広域環境組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例、平成 24 年度組合会計補正予算第 2 号及び平成 25 年度組合会計予算の 3 件についてご提案をしております。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます、私からのご報告といたします。

○議長（三浦 隆君） 以上で管理者の報告を終わります。

○議長（三浦 隆君） 日程第5、議案第1号、岩手沿岸南部広域環境組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。事務局長。

〔事務局長 川崎悦三郎君登壇〕

○事務局長（川崎 悦三郎君） 只今、議題に供されました、議案第1号、岩手沿岸南部広域環境組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。議案書の1ページをご覧願います。

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、市町村等が設置する一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格の基準が、市町村等条例に委任されたことから、環境省令で定める基準を参酌して、技術管理者の資格に関する基準を定めた条例整備が必要となりました。当、岩手沿岸南部クリーンセンターも一般廃棄物処理施設であることから、所要の改正をしようとするものでございます。

改正の内容といたしましては、条例第8条を第9条に繰り下げ、第7条の次に第8条として、一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める規定を追加しようとするものであります。

具体的な条例改正につきましては、別紙議案書のとおりですし、現行と改正後と比較できる新旧対照表については、別紙付議案件資料のとおりとなっております。

この条例の施行期日につきましては、平成25年4月1日から施行するものです。この議案第1号につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により、提案するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦 隆君） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦 隆君） 以上で質疑を終わります。これより議案第1号を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦 隆君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（三浦 隆君） 日程第6、議案第2号、平成24年度岩手沿岸南部広域環境組合会計補正予算第2号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。事務局長。

〔事務局長 川崎悦三郎君登壇〕

○事務局長（川崎 悦三郎君） 只今、議題に供されました、議案第 2 号、平成 24 年度岩手沿岸南部広域環境組合会計補正予算第 2 号につきまして、ご説明申し上げます。

別冊となっております平成 24 年度補正予算書の 1 ページをご覧ください。

本補正予算案は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 72 万円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ 10 億 2,539 万 5 千円としようとするものでございます。

2 ページから順次ご覧を願います。第 1 表、歳入歳出予算補正におきまして、本補正予算案の概要をご説明申し上げます。

歳入の主な内容といたしましては、第 1 款、分担金及び負担金におきまして、人件費の確定見込み等に伴う調整により構成市町からの分担金の減額を計上しております。第 2 款、使用料及び手数料におきましては、釜石市から直接搬入されるごみ手数料の確定見込み額に伴う減額を計上しております。

第 3 款、国庫支出金におきましては、平成 23 年災害復旧費国庫補助金精算に伴う増額を計上しております。第 7 款、繰越金におきましては、平成 23 年度決算確定に伴う繰越金の増額を計上しております。第 8 款、諸収入におきましては、地震災害見舞金、スラグメタル売払い金、預金利子の確定見込み額に伴う増額を計上しております。

次に、3 ページをご覧ください。歳出の主な内容といたしましては、第 2 款、総務費におきまして、職員 6 人分の給与費について、決算見込みに伴う減額及び財政調整基金積立金への増額を計上しております。

なお、只今ご説明申し上げました補正予算の詳細につきましては、同じ冊子となっております補正予算に関する説明書をご覧くださいと存じます。以上、議案第 2 号、平成 24 年度岩手沿岸南部広域環境組合会計補正予算第 2 号につきましては、地方自治法第 292 条において準用する同法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により提案するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦 隆君） これより質疑を許します。3 番、伊勢純君。

○議員（伊勢 純君） 歳入の第 1 款、分担金及び負担金について質問いたします。負担金の中には災害ごみの処理負担金が含まれていると思いますが、災害ごみの内訳、種類についてお尋ねいたします。

○議長（三浦 隆君） 事業課長

○事業課長（北野 和敏君） お答えいたします。震災直後は、震災した現場からそのまま直接、トラックに積み込み海水と泥まみれのごみが持ち込まれました。その後、選別場であるとか破碎施設等が整備されまして、今現在は、ふるいや破碎されたりして選別されたごみが搬入されています。ただし、実際といたしましては、広域処理としてテレビ等で報道されていますきれいな木片ではなくて、色々なものが混じった廃プラスチックや衣類など、中には砂や土が混じった、厳しいごみをクリーンセンターでは受け入れているとい

う状況です。

○議長（三浦 隆君） 3番、伊勢純君。

○議員（伊勢 純君） この災害ごみですが、こうした土混じりの繊維類などのごみを処理していることがわかりました。今現在、震災に関してですが福島原発の影響による放射能に汚染された牧草やしいたけのほだ木の処理ですが、各構成市町では仮置きしています。この仮置きの措置をめぐって、地域住民から心配の声があげられていますが、こうした災害ごみとされる、しいたけのほだ木や牧草の処理について、どのように協議を行ったのかお尋ねいたします。

○議長（三浦 隆君） 事業課長

○事業課長（北野 和敏君） お答えいたします。昨年の夏から秋頃にかけて、ほだ木や牧草の焼却ができないかという相談を構成市町の農林サイドからいただきました。我々といたしましては、早急に幹事会を開いて、その内容を協議したところでございます。基本的には、災害廃棄物の処理で当クリーンセンターの能力は一杯一杯の状況にありますので、その時点ではそこまで手を広げて処理できないということで焼却を見送りました。

○議長（三浦 隆君） 3番、伊勢純君。

○議員（伊勢 純君） 仮置きの牧草の放射線量については、国の基準より大幅に下回っておりますし、また、周辺環境測定におきましても高くないという事実があります。これらが、ただちに危険ではないと認識していますが、住民の皆さんには、これらを焼却することとして周知されていますので、クリーンセンターとしては地域住民の不安を払拭するべく、処理を検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三浦 隆君） 事業課長

○事業課長（北野 和敏君） はい、現在、焼却処理をするということで県内では動き出してはいます。一方で、焼却をすることで灰に放射能が濃縮されるという問題もございます。そういうことを含めまして、今後我々としても検討してまいりたいと思います。

○議長（三浦 隆君） 以上で質疑を終わります。これより議案第2号を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦 隆君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（三浦 隆君） 日程第7、議案第3号、平成25年度岩手沿岸南部広域環境組合会計予算を議題といたします。提出者の説明を求めます。事務局長。

〔事務局長 川崎悦三郎君登壇〕

○事務局長（川崎 悦三郎君） 只今、議題に供されました、議案第3号、平成25年度岩手沿岸南部広域環境組合会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

ます。別冊となっております予算書の1ページをご覧ください。

本予算案は、歳入歳出予算の総額を11億9,188万3千円としようとするもので、24年度当初予算と比較いたしますと、1億8,913万7千円・18.9%の増となっております。これは、公債費が増加したこと、平成24年度当初予算に計上していない災害ごみ処理に係る減価償却費を、25年度当初予算に計上したこと等によります。また、一時借入金の限度額については、平成24年度と同額の1千万円としております。

2ページから順次ご覧を願います。第1表、歳入歳出予算におきまして、予算の概要をご説明申し上げます。

はじめに歳入についてであります。第1款、分担金及び負担金は、組合を構成いたします、釜石市、大船渡市、陸前高田市、大槌町及び住田町からの分担金及び負担金を計上しております。施設の運営及び組合経費につきましては、均等割10%、平成23年10月から24年9月までのごみ搬入実績量に基づいた利用割90%の割合で算定しております。ただし、公債費のうち溶融・破碎施設分に係る利用割につきましては、昨年の条例改正により、平成20年度から22年度までの実績量に平成23年度の計画ごみ量を加えた4カ年の平均割合等で算定しております。

また、中継運搬経費につきましては、均等割10%、平成24年3月31日現在の人口割90%の割合で計算しております。さらに、災害ごみに係る負担金として、釜石市、大船渡市、陸前高田市、大槌町から搬入される11,900トンを計上しております。

これらの算定に基づきまして、10億7,047万7千円を計上いたしてございまして、平成24年度当初との比較では、1億5,819万7千円・17.3%の増となっております。

第2款、使用料及び手数料につきましては、岩手沿岸南部クリーンセンターに、ごみを直接持込む場合の処理手数料といたしまして、1億2,124万5千円を計上いたしてございまして、この持込にかかる手数料につきましては、直接持込することとしてございまして、釜石市、大船渡市の官公所分、大槌町分を計上してございまして、それ以外の大船渡市一般分、陸前高田市及び住田町につきましては、それぞれの中継施設で手数料を徴収することから、組合予算には計上してございません。

次に、3ページをご覧ください。歳出についてであります。第1款、議会費は、63万6千円で、24年度当初予算額より89万3千円・58.4%の減となっております。第2款、総務費は、1億369万5千円で、24年度当初予算額より3,908万6千円・60.5%の増となっております。

第3款、衛生費は、岩手沿岸南部クリーンセンターの運営経費、大槌町からの運搬経費を含む中継運搬経費、及び用地賃借等に必要な経費8億6,677万9千円を計上してございまして、24年度の当初予算額より1,644万7千円・1.9%の増となっております。25年度の主な事業といたしましては、施設運営・維持管理委託料、災害ごみ処理委託料、中継運搬業務委託料及び負担金、施設用

地の賃借料、放射能測定業務委託料を計上いたしております。

第4款、公債費は、平成20年度から平成22年度までの事業費にかかる組合債の借入にかかる元金及び利子償還金、並びに一時借入金の利子を合せて2億1,977万3千円を計上しており、21年度借入起債に係る元金の償還が始まることにより、24年度の当初予算額より1億3,449万7千円・157.7%の大幅な増となっております。第5款、予備費は、100万円を計上しております。

なお、只今ご説明申し上げました平成25年度予算の詳細につきましては、同じ冊子となっております予算に関する説明書をご覧くださいと存じます。以上、議案第3号、平成25年度予算につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第2号の規定により提案するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦 隆君） これより質疑を許します。4番、村上薫君。

○議員（村上 薫君） 質問いたします。3件ほど質問しますが、5ページの8款の諸収入についてですが、まず一つ目としてスラグメタルの売払い収入についてですが、先程の補正予算においてプラスの5万円で合わせて130万円となりましたが、新年度は5万円ということで激減しています。これは、どのようなことなのか説明をお願いします。それから、もう一点。前回から売電収入について、運営委託先との協議についてお話をしておりますが、今回まだその分の増額分については収入として載っていないわけです。実際に、今まで8円なのが17円となれば、実際にプラス等を除きますと単価が12円になるわけですが、その差額というのがどちらとも按分をして、収入にするというお答えでした。私の計算では、大体800万円位になるのではないかと思います。今回、予算に計上されていないのは、協議がまだ確定していないのか、どういう状況なのかお尋ねします。それから、もう一点。6ページ、議会費の議員活動費についてですが、平成24年度は95万円ほど計上していただきました。これは、災害ごみの関係で我々議員が直接、島田市に行って視察をしようということでお願いしたわけですが、私としてはこの議員活動費が重要だと思っています。共通な認識のもとに、議員が勉強していくのが大事です。最近、岩手日報ではILCのことが記事で取り上げられていますが、ILCは皆さんご存知のとおり、復興の象徴、復興を見越して、岩手県そして東北全体で誘致しなければならないと、例えば、ある業界団体では、ILCの方を呼んで色々な話として、廃棄物業界の方も研修を行っております。私どもとしても、ILCをやればごみは出ますから、今、政府の方で把握しているものもありますが、そういう状況も踏まえまして色々勉強していく必要があるだろうと私は思います。この3点について、議員活動費については今後の補正予算でもよろしいですので、お願いできればと考えています。お考えを伺います。

○議長（三浦 隆君） 総務課長

- 総務課長（安田 由紀男君） はい。只今、3点ほどご質問をいただきましたが、最初に歳入の諸収入にかかる部分についてのご質問にお答えをさせていただきます。昨年に比べて大幅な減額とのご指摘でしたが、昨年は災害に伴う見舞金等を120万円程いただいております。25年度はその分を見込んでおりませんので、純粋なスラグメタルの売払い収入のみを計上させていただきます。それから、3点目にご質問いただきました議会活動費の件についてでございますが、今年度、議員の皆様方と協議を重ねてまいりまして、今後の研修視察については隔年での実施ということでご了解をいただいたところであります。ただ、時と場合によっては必要に応じて、隔年実施にこだわらない検討をしていきたいと思いますということも了承したところであります。先程、議員さんからお話のありましたILCの視察も含めまして、今後、必要な研修を事務局で検討し、議員さん方にお諮りした上で、より有効な研修視察を実施してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと存じます。
- 議長（三浦 隆君） 事業課長
- 事業課長（北野 和敏君） はい、私の方からは、売電のお話をさせていただきます。議員さんがおっしゃったとおり、新年度予算に計上していないのは、現在協議中ということでありまして、基本的な方向性としたしましては、電力買い取り制度によって、今までよりも増える部分については、事業者と組合とで山分けしようということでは事業者と一致しています。ただ、実際に電力買い取り制度のお金がなかった時にはどのように算定するのかとか、細かい詰めがありまして、その辺をまだ協議しているところです。できれば、これを新年度から実施したいと考えております。
- 議長（三浦 隆君） はい。4番、村上薫君。
- 議員（村上 薫君） 売電収入を上げるというのは、非常に重要なことだと思っています。どこの自治体も組合もそうですが、自主財源を上げることが大事ですので、事業者ときちんと協議していただきたいと思っております。以上です。
- 議長（三浦 隆君） 7番、小松龍一君。
- 議員（小松 龍一君） 7番、小松龍一でございます。一点ほど伺わせていただきます。19ページの普通債についての償還ですが、何年で償還されるのか伺います。
- 議長（三浦 隆君） 事務局長
- 事務局長（川崎 悦三郎君） それでは、起債のことについてお答えをいたします。起債は、20年度から22年度まで借入しているわけですが、3年間据え置き15年間の償還となっております。
- 議長（三浦 隆君） 7番、小松龍一君。
- 議員（小松 龍一君） この償還について、今後、早まるのか遅くなるのかということはあるのでしょうか。今後の見通し、目標をお聞かせ願います。
- 議長（三浦 隆君） 事務局長
- 事務局長（川崎 悦三郎君） 15年で償還することとなりますが、元金と利

子を合計したものが毎年、同額で支払うという元利金均等払いという方法がありまして、このピークを迎えるのが26年度です。それから35年度まで同額でずっと推移していくという形となっております。

○議長（三浦 隆君） 以上で質疑を終わります。これより議案3号を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦 隆君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（三浦 隆君） 以上で本定例会に付議されました議案の全部を議了いたしました。

これをもちまして平成25年2月岩手沿岸南部広域環境組合議会定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

午後3時37分閉会

岩手沿岸南部広域環境組合議会議長 三 浦 隆

岩手沿岸南部広域環境組合議会議員 佐 藤 信 一

岩手沿岸南部広域環境組合議会議員 菅 野 広 紀